



熊本県公報

号外 第 8 号

平成 22 年 3 月 31 日(水)

(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例	(財政課) 2
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税務課) 3
○熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例	(企業立地課) 9
○県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例	(学校人事課) 10

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

- 1 総務常任委員会の所管事項について、「総合政策局に関する事項」を「知事公室に関する事項」に、「地域振興部に関する事項」を「企画振興部に関する事項」に改めることとした。
- 2 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 法人県民税
清算所得の廃止に伴う所要の措置を講ずることとした。(第 37 条、附則第 14 条関係)
- 2 法人事業税
清算所得の廃止に伴う所要の措置を講ずることとした。(第 40 条、第 41 条、第 43 条、附則第 6 条の 3 関係)
- 3 不動産取得税
 - (1) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から 1 年(本則 6 月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成 24 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 6 条の 7 関係)
 - (2) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件(本則 2 年)を 3 年(本則 2 年)緩和する特例措置の適用期限を平成 24 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 6 条の 7 関係)
 - (3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準を 1,300 万円(本則 1,200 万円)とする特例措置の適用期限を平成 24 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 7 条関係)
- 4 県たばこ税
 - (1) 県たばこ税の税率を、平成 22 年 10 月 1 日以後に売渡し等が行われた製造たばこについて、1,000 本につき 430 円引き上げることとした。(第 65 条関係)
 - (2) 旧 3 級品の紙巻きたばこに係る県たばこ税の税率を、平成 22 年 10 月 1 日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000 本につき 205 円引き上げることとした。(附則第 8 条の 2 関係)
- 5 自動車取得税
 - (1) 当分の間の措置として、自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を 100 分の 5 とする措置を講ずることとした。(附則第 8 条の 3 関係)
 - (2) 環境への負荷の少ない自動車で新規登録を受けるものの取得に対して、平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間の措置として講じられている税率の引下げの特例措置について、車両総重量が 2.5 トンを超え、3.5 トン以下のバス・トラックのうち、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えたものを追加することとした。(附則第 8 条の 3 関係)
 - (3) ディーゼル車で新規登録等を受けるもの以外の取得に係る税率の特例措置について、軽減対象を拡充し、その適用期限を延長することとした。(附則第 8 条の 3 関係)

- (4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車で新規登録等を受けるもの以外の取得に係る課税標準の特例措置について、り軽減対象を拡充し、その適用期限を平成 24 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 8 条の 3 関係)
- (5) 政府の補助を受けて一般乗合旅客運送事業を営業者が取得する一定の一般乗合バスに係る非課税措置について、その適用期限を平成 24 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 8 条の 3 関係)
- 6 軽油引取税
 - (1) 当分の間の措置として、税率を 1 キロリットルにつき 32, 100 円とする措置を講ずることとした。(附則第 8 条の 4 関係)
 - (2) 揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の適用が停止される場合における軽油引取税の税率の特例の適用停止等の措置を講ずることとした。
- 7 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象の見直しを行ったうえ、以下の措置を講ずることとした。(附則第 9 条関係)

 - (1) 環境負荷の小さい自動車登録の翌年度に税率の概ね 100 分の 50 を軽減することとした。
 - (2) 環境負荷の大きい自動車新車新規登録から一定の年数を経過した自動車税率の概ね 100 分の 10 を重課する特例措置を講ずることとした。
- 8 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、1、2、4 については、平成 22 年 10 月 1 日から施行することとした。
- 9 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

◇熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県工場等設置奨励条例の一部改正【第 1 条】
 - (1) 農村工業等導入地区に関する規定を削除することとした。(第 2 条第 3 号、第 3 条第 1 項第 2 号関係)
- 2 熊本県税特別措置条例の一部改正【第 2 条】
 - (1) 過疎地域における県税の課税免除の対象となる取得期限を「平成 22 年 3 月 31 日まで」から「平成 23 年 3 月 31 日まで」に延長することとした。(第 4 条の 2 関係)
 - (2) 農村工業等導入地区に関する規定を削除することとした。(第 4 条の 3 関係)
 - (3) 中心市街地における県税の不均一課税の対象となる認定基本計画の公表日を「平成 22 年 3 月 31 日まで」から「平成 24 年 3 月 31 日まで」に延長することとした。(第 4 条の 1 2 関係)
- 3 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとした。(附則第 1 項関係)
- 4 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。(附則第 2 項、第 3 項関係)

◇県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

- 1 公立高等学校の平成 22 年度以降に係る授業料について徴収を猶予することとした。ただし、高等学校専攻科の授業料については、この限りでないこととした。(附則第 3 項関係)
- 2 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとした。

条 例

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 22 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 26 号

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例
熊本県議会委員会条例(昭和 31 年熊本県条例第 51 号)の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 号中「総合政策局」を「知事公室」に、「地域振興部」を「企画振興部」に改める。

附 則
この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第27号

熊本県税条例の一部を改正する条例
 熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。
 第37条第2項第3号中「解散」の次に「（合併による解散を除く。）」を加え、同号
 を同項第4号とし、同項第2号を削り、同項第1号の3を同項第3号とし、同項第1号の
 2を同項第2号とし、同条第3項中「同項第1号の2」を「同項第2号」に、「同項第1
 項第3号」を「同項第4号」に改め、「同項第2号の均等割額の算定期間」を削り、「同項
 第1号の2」を「同項第4号」に改め、「同条第4項中「第2号」を「第3号」に、「第2項
 第38条中「第5項」を削り、「第24項」を「第19項」に、「第27項」を「第
 22項」に改める。
 第40条第1項第1号ウ及び第4項中「及び清算所得」を削る。
 第41条第1項第1号ウ中「又は清算所得」を削り、同号ウの表中「及び清算所得」を
 削り、同項第2号中「又は清算所得」を削り、同号ウの表中「及び清算所得」を削り、同項
 第3号中「又は清算所得」を削り、同号ウの表中「及び清算所得」を削り、同条第3項中「
 及び清算所得」を削る。
 第43条第1項中「若しくは収入割又は清算所得に係る所得割」を「又は収入割」に改
 め、同項第5号中「（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、
 当該事業年度終了の日からその最後の分配又は引渡しの行われる日の前日まで）」を削り、
 同項第6号を削り、同項第7号中「法第72条の31第1項」を「法第72条の29第3
 項」に、「確定した日」を「確定の日の属する事業年度終了の日」に改め、同号を同項第
 6号とする。
 第65条中「1,074円」を「1,504円」に改める。
 第67条第4項中「第62条第1項の検査を申請しようとする」を「第62条第2項（同法
 第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受け
 ようとする」に改める。
 附則第6条の3中「及び清算所得」を削る。
 附則第6条の7及び附則第7条中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」
 に改める。
 附則第8条の2中「511円」を「716円」に改める。
 附則第8条の3の見出しを「（自動車取得税の非課税）」に改め、同条第1項中「平成
 22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、同条第2項中「第6項」を「次
 条第4項」に、「第7項各号」を「同条第5項各号」に、「第8項」を「同条第6項」に、
 「第9項各号」を「同条第7項各号」に、「第10項第3号」を「同条第8項第3号」に、
 「以下この条」を「次条及び附則第8条の3の4」に改め、同条第3項から第14項
 までを削り、同条の次に次の3条を加える。
 （自動車取得税の税率の特例）
 第8条の3の2 自家用の自動車（第84条第1項の自動車をいう。以下この条から附則
 第8条の3の4までにおいて同じ。）で軽自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車を
 いう。）以外のもので取得し、課税する自動車の税率は、第87条の規定にか
 わらず、当該期間、100分の5とする。
 2 第1項に規定する第一種省エネ自動車（第3号イに掲げる軽油自動車又は附則第8条の3の4
 前条第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を初め、新規登録等を受けるもの
 取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までの間に行われたとき限り、第87条
 及び前項の規定にかかわらず、当該取得に於けるこの項の規定の適用がないものとし
 場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に4分の1を乗じて得た率とする。
 3 次に掲げる自動車（初め、新規登録等を受けるもの）の取得（前条第2項又は前項の規
 定が適用される場合の自動車の取得を除く。）に於ける自動車の取得税の税率は、規
 定が適用される平成24年3月31日までの間、この項の規定の適用がないものとし、
 定められるべき同条又は第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。
 (1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この条及び附則第8条
 の3の4において「車両総重量」という。）が3.5トンを超える軽油自動車（軽油
 を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第8項において同じ。）のうち、次のいずれ
 のに該当するものでも省令附則第4条の5第1項に規定するもの
 ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以後に適用されるべ
 きもの技術基準（以下この条及び附則第8条の3の4において「排出
 ガス保安基準」という。）で省令附則第4条の5第2項に規定するもの（以下この
 号において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。
 イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定め
 る窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 ウ エネルギーの使用の合理化に關する法律（昭和54年法律第49号）第80条第
 1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第8条の3の4において

「製造に基準を設けるもの」製造に基準を設けるもの

(2) 電気自動車の取得税の課税率の適用範囲の拡大等に関する措置

5 次いで掲げるもののうち、道路運送車両法第41条の規定による排気量等に関する規定の適用除外となるものを除くもの

(1) 規定するもののうち、道路運送車両法第41条の規定による排気量等に関する規定の適用除外となるものを除くもの

(2) 規定するもののうち、道路運送車両法第41条の規定による排気量等に関する規定の適用除外となるものを除くもの

6 規定するもののうち、道路運送車両法第41条の規定による排気量等に関する規定の適用除外となるものを除くもの

(1) 規定するもののうち、道路運送車両法第41条の規定による排気量等に関する規定の適用除外となるものを除くもの

(2) 規定するもののうち、道路運送車両法第41条の規定による排気量等に関する規定の適用除外となるものを除くもの

7 規定するもののうち、道路運送車両法第41条の規定による排気量等に関する規定の適用除外となるものを除くもの

(1) 規定するもののうち、道路運送車両法第41条の規定による排気量等に関する規定の適用除外となるものを除くもの

(2) 規定するもののうち、道路運送車両法第41条の規定による排気量等に関する規定の適用除外となるものを除くもの

イ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率100分の125を乗じて得た数値以上であること。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率100分の9を超えないこと。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

- 8 3 次に掲げ除く。第2号に掲げられたものは、10分1秒以上の時間を要するものとする。
- (1) 乗員10人以下の乗用車に適用され、平成21年10月1日以後に製造された乗用車に適用されるもの。
- (2) 乗員10人以下の乗用車に適用され、平成21年10月1日以後に製造された乗用車に適用されるもの。
- (3) 乗員10人以下の乗用車に適用され、平成21年10月1日以後に製造された乗用車に適用されるもの。
- (4) 乗員10人以下の乗用車に適用され、平成21年10月1日以後に製造された乗用車に適用されるもの。
- 第8条の3の3 自動車取得税の課税標準の特例)
- 第8条の3の4 次掲げる自動車(以下この項において「第二種省エネ自動車」という。)のうち、平成21年10月1日以後に製造された乗用車に適用されるもの。
- (1) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年10月1日以後に製造された乗用車に適用されるもの(以下この項をいう。)の4分の1を超過しないもの。
- (2) 乗員10人以下の乗用車に適用され、平成21年10月1日以後に製造された乗用車に適用されるもの。
- 2 次掲げる自動車(以下この項において「第二種省エネ自動車」という。)のうち、平成21年10月1日以後に製造された乗用車に適用されるもの。
- (1) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年10月1日以後に製造された乗用車に適用されるもの(以下この項をいう。)の4分の1を超過しないもの。
- (2) 乗員10人以下の乗用車に適用され、平成21年10月1日以後に製造された乗用車に適用されるもの。
- 3 前2項の規定は、第89条第1項又は第123条の規定により適用されるもの(以下この項をいう。)の2号に定めるもののほか、第90条第1項又は第124条の規定により適用されるもの(以下この項をいう。)の2号に定めるものとする。

(2) 次に掲げる天然ガス自動車
 ア 車両重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、平成17年天然ガス軽量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第11項に規定するもの

イ 車両重量が3.5トンを超え、天然ガス自動車のうち、平成17年天然ガス重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第12項に規定するもの

附則第9項から平成19年3月31日まで「平成19年度分」を「平成22年度分」に改め、「当該自動車」が平成19年4月1日からの平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り「及び当該解散による清算所得に対する法人の清算中の事業税を併せて課税する」とし、同条第5項を削る。法人税割を削る。清算所得に対する法人の清算中の事業税を併せて課税する。法人の清算中の事業税を併せて課税する。法人の清算中の事業税を併せて課税する。

附則 (施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第37条、第38条、第40条、第41条、第43条、第65条及び附則第6条の3、附則第8条の2、附則第14条及び附則第18条の改正規定並びに次項、附則第3項及び附則第5項から附則第12項までの改正規定は、平成22年10月1日から施行する。

2 この条例の規定(附則第1項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の熊本県税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成22年10月1日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配(所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号。以下「所得税法等改正法」という。)第2条の規定による改正後の法人税法(昭和40年法律第34号。以下「10月新法人税法」という。)第2条第12号の6に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあっては同日以後の解散によるものに限る。)が行われる場合、同日以後に解散(合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場における各事業年度の法人の県民税及び各連結事業年度の法人の県民税については、なお従前の例による。

3 別段の定めのあるものを除き、この条例の規定(附則第1項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の熊本県税条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成22年10月1日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配(10月新法人税法(10月新法人税法)第2条第12号の6に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあっては同日以後の解散によるものに限る。)が行われる場合、同日以後に解散(合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場における各事業年度の法人の事業税及び各連結事業年度の法人の事業税については、なお従前の例による。

4 改正後の熊本県税条例(以下「新条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課税すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

5 平成22年10月1日(次項及び第8項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった県税(以下「課税」という。)については、なお従前の例による。

6 指定日前に熊本県税条例第64条第1項の売渡若しくは消費等(地方税法(昭和25年法律第226号)第74条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たるばこを指定日に販売のたため所持する卸売販売業者等(新条例第64条第1項に規定する卸売販売業者等)が、これら者が所収税を製造したばこの製造者として当該製造したばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定による

- 16 用する新条例第2項の規
- 17 用する新条例第2項の規
- 18 用する新条例第2項の規
- 19 新条例第9条の規

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第28号

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例
(熊本県工場等設置奨励条例の一部改正)

第1条 熊本県工場等設置奨励条例(昭和39年熊本県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「情報通信技術利用業」を「情報通信技術利用事業」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第3条第1項中「次の」の次に「各号の」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

(熊本県税特別措置条例の一部改正)

第2条 熊本県税特別措置条例(昭和39年熊本県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条 中「、農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)第2条第1項に規定する農村地域のうち同法第10条の総務省令で定める地区(以下「農村工業等導入地区」という。)内において、工業等の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者」を削り、「(以下「過疎地域」という。)内において、製造の事業、ソフトウェア業」を、改め、「(以下「過疎地域」という。)内において、製造の事業、情報通信技術利用事業」に改める。

第4条の2中「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業」に、「事業税、不動産取得税又は固定資産税のうち、それぞれ次の各号に定めるもの」を「次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税」に改め、同条第1号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

(1) 事業税 次のア又はイに掲げる事業税

第4条の2第1号中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

第4条の3を次のように改める。

第4条の3 削除

第4条の6第1号中「租税特別措置法第43条の3第1項又は第68条の18第1項の規定の適用を受ける減価償却資産である家屋及び償却資産であつて、取得価額の合計額が2,900万円を超えるもの」を「山村振興法第14条第8号)第3条第1項に規定する家屋及び償却資産」に改め、同条第2号中「租税特別措置法第43条の3第1項又は第68条の18第1項の規定の適用を受ける」を「山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第3条第2項に規定する」に改める。

第4条の12中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

第5条中「、第4条の3」及び「、農村地域工業等導入促進法第10条」を削る。

第6条から第8条までの規定中「第4条の2から第4条の4」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の熊本県税特別措置条例第4条の2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備を新設し、又は増設し

た者に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税並びに過疎地域内において畜産業又は水産業を行う個人に対して施行日以後に課すべき事業税について適用し、施行日前に過疎地域内において製造の事業、ソフトウェア業又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税並びに過疎地域内において畜産業又は水産業を行う個人に対して施行日前に課すべき事業税については、なお従前の例による。

- 3 平成21年12月31日以前に農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第2条第1項に規定する農村地域のうち同法第10条の総務省令で定める地区内において、工業等の用に供する設備のうち同法第10条の総務省令で定めるものを新設し、又は増設した者に対して課する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第29号

県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

県立学校の授業料等徴収条例（昭和23年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

知事は、第2条の規定にかかわらず、平成22年度以降に係る授業料について、その徴収を猶予するものとする。ただし、同条第1項第4号に掲げる高等学校専攻科の授業料については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。